

2026年2月28日

日本臨床発達心理士会 東海支部会員の皆様

東海支部役員選挙について（審議のお願い）

日本臨床発達心理士会東海支部
支部長 中西 由里

1. 議案：支部役員任期に関する経過措置について

支部役員の任期は2年間と定められています（東海支部規約第10条3）。表1のとおり、2026年度は支部役員選挙の年です。士会の法人化に伴い、代議員選挙と支部役員選挙を交互に行うことになっており、このままでは毎年選挙が必要になります。そこで、選挙時期を一致させるため、今回に限り任期1年の役員選出を行いたいと考えました。なお、本件は選挙時期調整のための経過措置であり、規約第10条3の原則（任期2年）を変更するものではありません。

【東海支部規約第10条3】

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
欠員補充の場合は前役員の任期を引き継ぐ。
途中で増員された役員も他の役員の任期と同じとする。

表1 代議員および支部役員選出のスケジュール

	2024	2025	2026	2027	2028
代議員	2年任期終了	2年任期		2年任期	
支部役員	2年任期		臨時1年任期	2年任期	

2. 選出スケジュール

今回の支部役員選挙は以下の手順を進めたいと考えています。

- ①2月28日（土）東海支部ホームページとメーリングリストで、立候補者を募集【本通知】
- ②3月20日（金祝）立候補受付締切
- ③3月末までに、東海支部ホームページで立候補者（新役員候補者）の公表
- ④支部総会までに、新役員候補者の互選により役割分担の決定
- ⑤6月13日（土）支部総会で新役員承認

※役員の定数はないので、立候補者全員に役員を務めていただく予定です。



3. 本議案についての審議と今後の手続きについて

対象者は、日本臨床発達心理士会 東海支部会員の皆様です。

東海支部会員の皆様は、3月20日（金祝）までに以下のフォームにご回答をお願いいたします。本フォームでは、支部役員選挙の方法（任期1年）についての審議及び立候補の受付を行います。

<https://forms.gle/hsZfuWvuC2UqGNEv9> ※右上のQRコードからもアクセスできます。